

平成24年度 共同募金配分金事業助成のご案内

1 目 的

赤い羽根共同募金の寄附金を有効に活かすため、社会福祉を目的とする団体の事業に対して助成を行い、地域福祉の推進を図ります

2 助成総額 350万円（予定）

3 申込受付 平成24年2月20日（月）～3月9日（金）まで

4 助成内容 事業助成（単発事業および通年事業）

① 助成対象事業

神奈川区内で活動している社会福祉を目的とする団体の主催事業に係わる経費の一部（総予算の20%自主財源が必要です）を助成します

※この事業助成は地域の単発事業を想定しておりますが、通年事業も同様に応援します

②助成対象団体

各地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・市民活動団体・ボランティア活動団体
神奈川区老人クラブ連合会・神奈川区障害者地域作業所連絡会・事業実行委員会等
（神奈川区域を活動範囲とし、団体事務局を自主運営していること）

助成の対象としない事業や団体

対象としない事業	対象としない団体
<ul style="list-style-type: none"> 行政からの補助事業または委託されている事業 県共同募金会から直接助成を受けている事業 営利を目的とする事業 宗教や政治、選挙に関わる事業 主に自助を目的とする介護予防事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 宗教、政治関係の団体 社会福祉施設、地域作業所 法人格を有する団体（注） 営利を目的とする団体 自主運営ではない団体

（注）法人による直接事業ではなく、法人の利用者（家族やボランティア等）が主体的に行う事業については対象となる場合がありますのでご相談ください。

③助成限度額 ※人件費は除きます。

事業規模（単発事業）	助成限度額
～ 300人	～5万円
301人 ～ 500人	～7万円
501人 ～ 700人	～9万円
701人 ～ 900人	～11万円
901人 ～1100人	～14万円
1101人 ～	～16万円

事業規模（通年事業）	助成対象
①活動者の数	人
②1回の平均利用者数	人
③年間予定開催数	回
計算式：上記の ②×③×50%=利用者数	
④年間予定利用者数	人

*左の表に年間利用予定者数を当てはめます

◎一つの活動を分業する場合は減額になります（例 配食：お弁当の調理と配達など）

④助成対象となる実施期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日に実施される事業

⑤注意事項

同一事業への複数団体からの申請はできません。

5 他の助成金との重複について（※詳細は最終ページ「助成金の重複申請について」参照）

（1）神奈川県社協の助成金事業

①年末たすけあい募金配分金助成金との重複

共同募金助成事業の助成は、同一年度内に1回助成を受けることができます。

（例）事業助成と同内容の事業で年末たすけあい募金配分金助成金との重複申請はできません

②神奈川県社協助成金との重複

同一年度内で、神奈川県社協助成金のD区分(立ち上げ助成)との重複申請はできません

③神奈川県地域福祉活動計画助成金“わくわく！ステップ”との重複申請はできません

（2）行政及び県共同募金会以外の各種団体及び各種基金の助成金との重複

・行政及び県共同募金会からの助成を受けている事業と同内容の場合は対象となりません。その他の団体及び各種基金から助成をうけている場合は助成の対象となります

6 申込方法

申込期間中に、次の書類を神奈川県社会福祉協議会に、ご持参ください。

① 共同募金配分金事業助成申込書（様式1～2）

② 申込団体共通シート

③ 会則（実行委員会型の事業の場合は、要綱等）

※実施要項や開催事業のチラシ等がある場合は、必ず添付してください。

7 注意事項

①申込をされても審査の結果、次の場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・申請内容により助成されない場合があります。
- ・申込総額が予算額を上回る場合は、申請額が減額されます。

②実際の参加人数が参加予定者数より少なかった場合、助成金を返還していただくことがあります。

③申込書や報告書に虚偽など不正な内容が記載されている場合は、助成金を返還していただきます。

④申込団体共通シートに記載された、団体名・活動内容・活動日等、個人情報に該当しない、各活動団体の情報につきましては、神奈川県社会福祉協議会の事業などに活用させていただきます。例として地域福祉活動計画におけるテイクオフ事業のひとつである「情報をとりまとめたものをつくる」の実践としてホームページなどを通じて情報を公開させていただく場合もあります。

※団体等への連絡先は神奈川県社協になり、直接団体への問い合わせはございません。

⑤事務局から各団体への連絡（助成決定の可否・その他連絡）は、原則として、申込団体共通シートに記載の連絡担当者（未記入の場合は代表者）へ行きます。

助成決定以降、担当者等を変更される場合には、事務局まで、必ず文書にて、ご連絡をお願いします。

8 共同募金運動への協力

助成を受けた団体は、10月1日から実施される赤い羽根の共同募金街頭募金運動等へのご協力と、共同募金の受配を事業等で示すようご協力をお願いします。